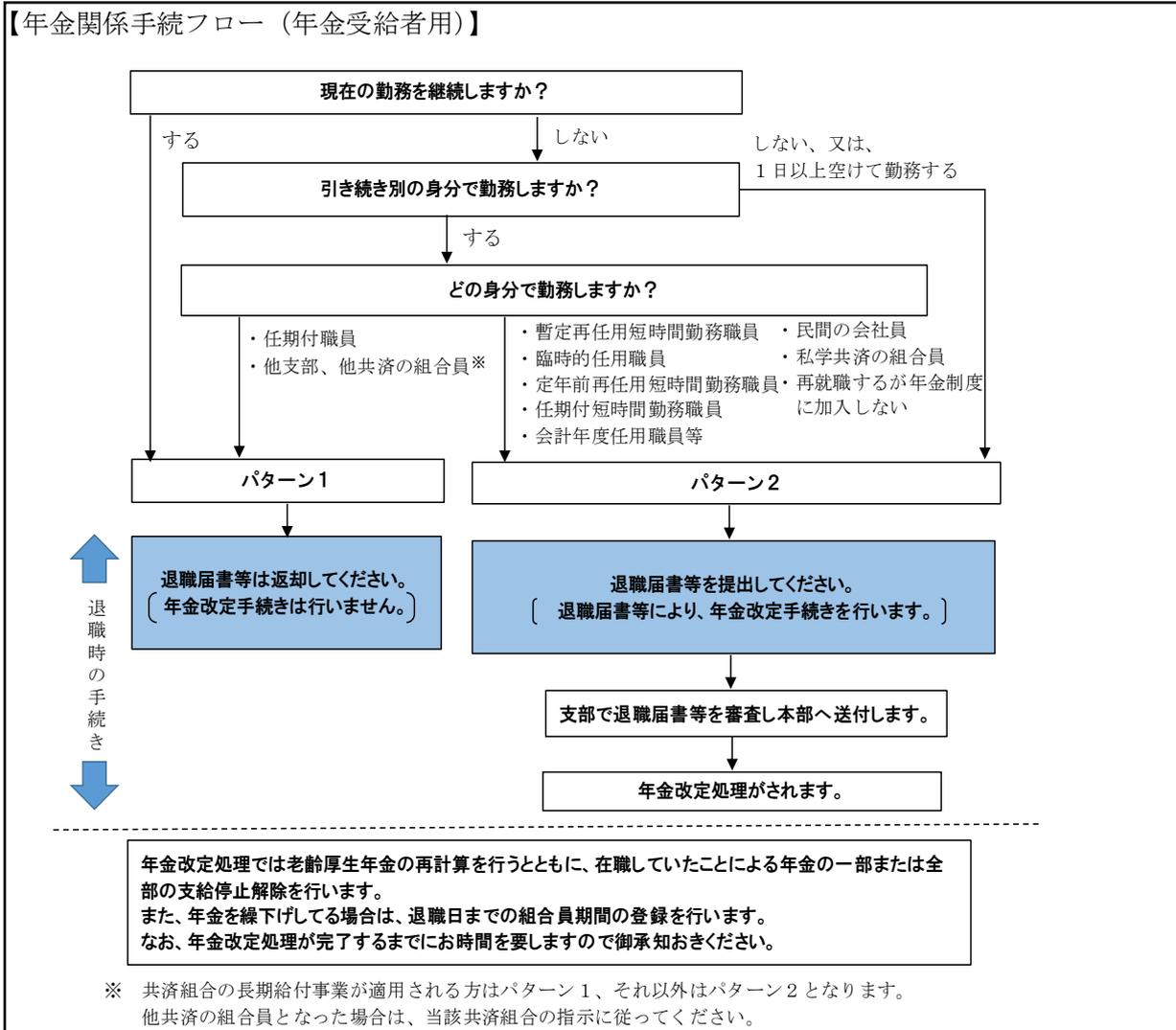


「退職するみなさまへ」の追記・修正・読み替え

法改正等により事務処理に変更が生じたので次のとおり取り扱い願います。

【P2 年金関係手続きフロー】追記

年度末時点で年金を受給中または請求中の方、もしくは年金支給開始年齢に達してこれから年金を請求する方は次のフローを参照してください。



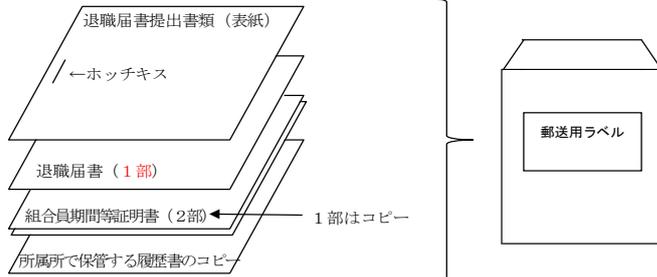
【P3 (2) 提出書類一覧】修正

提出書類	提出部数	説明ページ
退職届書提出書類（表紙）	1部	—
退職届書	1部	4ページ、5ページ
組合員期間等証明書	2部（うち1部はコピー）	6ページ、7ページ
所属所で保管する履歴書のコピー※	1部	8ページ

※ 県費負担の小中学校、高等学校、特別支援学校及び浜松市立の小中学校、高等学校のいずれかに勤務する方の履歴書のコピーは不要です。

【P3 (3) 提出方法】 修正

以下のように退職届書等をまとめ、書類の左側をホッチキスで留め、13ページの郵送用ラベルを封筒に貼付して提出してください。



※ 任意継続組合員申出書は退職届書等と一緒にホッチキスで留めないでください。

【P4 退職届書・P6 組合員期間等証明書 注記部分】 読み替え

- ※ 印字個所の訂正及び記入誤りの修正は、黒の二重線で消し余白に黒字で記入してください。
- ※ 訂正印は不要です。

【P5 ④ 障害状態の有無】 読み替え

	項目	注意事項
④	障害状態の有無	退職時の障害状態 [※] の有無を必ず記入してください。 ※ 障害の程度に応じて障害年金を請求できる場合があるため、「有」を選択した方へは御案内を送付します。

【P16 7(1) 組合員証等の返納】 読み替え

公立学校共済組合の組合員資格喪失後は、組合員証（被扶養者証）等が使用できなくなるため、退職時の所属所の事務担当者に必ず組合員証等を返納してください。

なお、退職日の翌日から暫定再任用フルタイム勤務職員等になる場合は、最長で令和7年12月1日までは引き続き組合員証等を使用可能ですので、返納いただく必要はありません。ただし、臨時的任用職員等になったことで組合員番号が変更となる場合には使用できなくなりますので、ご返却願います。

【P16 7(2) 医療機関への報告】 読み替え

医療機関等に通院している方で、以下の①～③に該当する場合は、退職後、最初に受診した際に、その旨を医療機関等に報告してください。

- ① 組合員資格を喪失した場合
- ② 任意継続組合員制度に加入した場合
- ③ 組合員番号が変わった場合

【P17 8(2) 任意継続組合員証等の交付】 読み替え

令和6年12月2日に組合員証等の発行が廃止されたため、交付は行いません。

掛金の納入を確認し、当組合で登録した任意継続組合員（被扶養者がいる場合は被扶養者）の情報と個人番号の紐付けが完了後、資格情報のお知らせをご自宅に送付します。

資格情報のお知らせが届きましたら、マイナ保険証を利用して医療機関に受診することができます。

なお、マイナ保険証の利用登録をされていない場合には、資格確認書を送付します。

【裏表紙】 修正

TEL 年金担当 054 (221) [3132](tel:0542213132)
 給付担当 054 (221) [3135](tel:0542213135)・[3136](tel:0542213136)・[3180](tel:0542213180)
 福祉担当 054 (221) [3181](tel:0542213181)・[3182](tel:0542213182)